



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第7号 令和元年5月15日発行

目次

【告示】

番号	表題	担当課名
26	生活保護法の規定による医療機関を指定した件	国保・自立支援課
27	生活保護法の規定による指定医療機関から廃止について届出があった件	同
28	同	同
29	指定一般相談支援事業の廃止について届出があった件	障がい福祉課
30	土地改良区の定款の変更を認可した件	農林水産基盤整備局 農山漁村振興課
31	同	同
32	同	同
33	県営土地改良事業の工事が完了した件	同

徳島県告示第二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療機関として、次のとおり指定した。

令和元年五月十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	所在地	開設者	指定年月日
山本歯科クリニック	小松島市中郷町字桜馬場四七一	医療法人山本歯科クリニック	平成三十一年四月一日
オリーブ薬局阿南店	阿南市日開野町谷田五二一九	株式会社SOL	同

徳島県告示第二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の廃止について、次のとおり届出があった。

令和元年五月十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	所在地	開設者	廃止年月日
山本歯科クリニック	七 小松島市中郷町字桜馬場八	医療法人山本歯科 クリニック	平成三十一年 三月三十一日
オリーブ薬局阿南店	九 阿南市日開野町谷田五二一	株式会社ジャパン ウッド	同

徳島県告示第二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の廃止について、次のとおり届出があった。

令和元年五月十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止年月日
地方独立行政 法人徳島県鳴 門病院	鳴門市撫養町黒崎字 小谷三二	徳島県鳴門病院訪問 看護ステーション	鳴門市撫養町黒崎字 小谷三二	平成三十一年三月三 十一日

徳島県告示第二十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の二十五第二項の規定により、指定一般相談支援事業の廃止について、次のとおり届出があった。
令和元年五月十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定一般相談支援事業者		指定一般相談支援事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
名称	所在地	名称	所在地			
株式会社ホームケア べんり堂	徳島市北矢三町一丁目一 一五	ホームケアべんり堂 支援センター	徳島市北矢三町一丁目一 一五	同	同	同
社会福祉法人有誠福祉 社	名西郡石井町石井字石井一 九九四番地	名西地区在宅障害者 生活支援センター	名西郡石井町石井字石井城 ノ内五六三	地域移行支援 地域定着支援	平成三十一年 二月二十八日	平成三十一年 三月三十一日

徳島県告示第三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和元年五月十五日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所所在地及び名称	認可年月日
阿南市中林町 阿南東部土地改良区	平成三十一年四月五日

徳島県告示第三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和元年五月十五日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所所在地及び名称 勝浦郡勝浦町 大井堰土地改良区	認可年月日 平成三十一年四月十日
--	---------------------

徳島県告示第三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和元年五月十五日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所所在地及び名称 三好郡東みよし町	認可年月日
昼間足代土地改良区	平成三十一年四月十日

徳島県告示第三十三号

次の者の申請に係る徳島県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和元年五月十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

申請人の住所及び氏名	地区名	工事の完了年月日
小松島市赤石町字緑松八番地一 青木正廣ほか二十名	坂野二期地区	平成三十一年三月二十五日